

◆パブリックコメント募集用

◆募集期間／1月13日～2月13日

# 寄居町建築物耐震改修促進計画（案）



寄 居 町

平成29年1月



# も く じ

第1章 はじめに	1
1. 寄居町建築物耐震改修促進計画の目的	1
2. 計画策定の背景	1
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画期間	4
5. 対象区域及び対象建築物	4
第2章 想定される地震の規模・被害の状況	8
1. 過去の地震被害	8
2. 本町に影響を及ぼす地震	11
第3章 建築物の耐震化の現状と目標	16
1. 耐震化の現状	16
2. 耐震化の目標	21
第4章 建築物の耐震化への取り組み方針	25
1. 取り組み方針	25
2. 役割分担	25
第5章 建築物の耐震化を促進するための方策	25
1. 効率的かつ効果的な耐震化の推進	27
2. 啓発及び知識普及への取り組み	27
3. 耐震化を促進するための支援策の検討	29
4. その他地震時における安全対策の推進	30



## 第1章 はじめに

### 1. 寄居町建築物耐震改修促進計画の目的

「寄居町建築物耐震改修促進計画」は、地震による建築物の倒壊等の被害から、町民の生命、身体及び財産を保護するため、住宅・建築物の耐震化を促進し、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることで、安全なまちをつくることを目的とします。

### 2. 計画策定の背景

#### (1) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の制定

平成7年1月に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では、関西地方の広い範囲で大規模な被害が発生し、6,434人<sup>\*</sup>の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人<sup>\*</sup>であり、さらにこの内の約9割に当たる4,831人<sup>\*</sup>は、住宅・建築物が倒壊したことなどによる圧迫死でした。

（※出典：阪神・淡路大震災について（確定報），消防庁，平成18年）

建築物の被害の検証から、昭和56年改正の建築基準法に基づく耐震基準で設計された建築物では軽微な被害が多かったのに対し、昭和56年5月以前に建築された建築物では大破・倒壊等大きな被害が多かったことが判明しました。

これを教訓として、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以降、「法」という。）が制定され、建築物が昭和56年に施行された建築基準法の耐震基準と同レベルの耐震性を満たすように耐震改修を促進し、地震に対する安全性の向上を図ることとなりました。

#### (2) 耐震改修促進法の改正

平成7年に耐震改修促進法が制定されましたが、住宅・建築物の耐震化はなかなか進みませんでした。更に大地震の切迫性が指摘されていなかった地域で地震が頻発（平成12年鳥取県西部地震、平成16年新潟県中越地震など）したことから、平成17年に耐震改修促進法の最初の改正が行われます。

この改正で建築物の耐震化が所有者の努力義務とされました。また都道府県に対して建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「耐震改修促進計画」という。）の策定が義務付けられ、これにより、埼玉県では平成19年3月に「埼玉県建築物耐震改修促進計画」を、本町においても平成24年3月に「寄居町建築物耐震改修促進計画」（以下「旧計画」という。）を策定し、建築物の耐震化に取り組んで参りました。

このような中、平成23年3月に東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生し、その被害の甚大さを受けて、平成25年11月に耐震改修促進法は2度目の改正が行われました。今回の改正で一部の建築物に耐震診断が義務付けられるなど、耐震化に対する取り組みの強化がなされました。

### （3）寄居町建築物耐震改修促進計画の改定

耐震改修促進法を改正する一方で、耐震化が当初の予定ほど進んでいないことから、国は平成27年6月「国土強靱化アクションプラン2015」において、住宅と多数の人が利用する建築物の耐震化率を平成32年度までに95%にすることを新たな目標として明記しました。

これを受け、埼玉県においても平成27年2月に「首都直下地震に備える埼玉減災プラン」を策定し、平成32年度までに同様の目標を掲げております。また平成28年3月には改定埼玉県建築物耐震改修促進計画（以降、「県計画」という。）を策定し、建築物の耐震化に総合的に取り組んでいます。

さらに平成28年4月には平成28年熊本地震が発生し、建物の倒壊等による多数の被害が出たことから、建築物の早急な耐震化は全国的な課題となっています（表1-1及び図1-1）。

このような状況のもと、住宅及び多数の者が利用する建築物の更なる耐震化を促進するため、国の方針及び県計画を踏まえ、平成24年3月に策定した旧計画を基に、改定寄居町建築物耐震改修促進計画（以降、「本計画」という。）を改定することとします。

表 1-1 熊本地震の被害

区 分		被 害 数
人的被害	死 者	178 人
	重 傷	1,094 人
	軽 傷	1,605 人
建物被害	全 壊	8,338 棟
	半 壊	32,689 棟
	一部損壊	146,672 棟
非住宅	公共建物	325 棟
	そ の 他	4,328 棟
火 災 被 害		15 件



図 1-1 熊本地震における建物被害

（撮影：中央開発（株），平成28年4月19日）

（出典：熊本県熊本地方を震源とする地震（第92報），消防庁，平成28年12月28日）

### 3. 計画の位置づけ

本計画は、平成 25 年に改正された耐震改修促進法第 6 条第 1 号に基づく耐震改修促進計画として策定しています。

本計画は、「国の基本方針」及び「県計画」を踏まえ、「第 6 次寄居町総合振興計画（平成 29 年 3 月策定）」、「寄居町地域防災計画」（平成 28 年 2 月改訂）などの関連計画との整合を図り、建築物の耐震化を推進するために必要な事項について計画しています（図 1-2）。

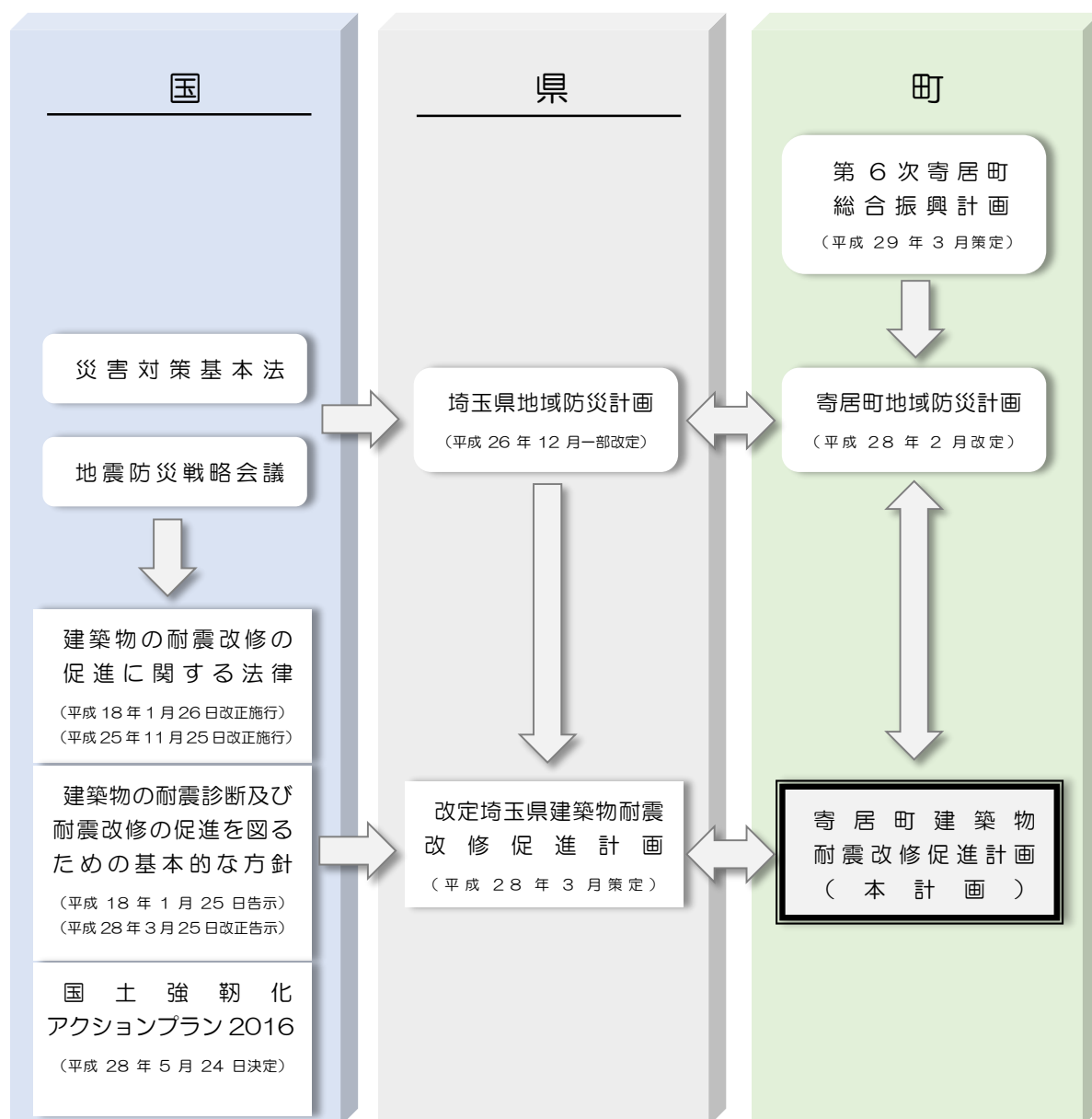


図 1-2 本計画の位置付け

## 4. 計画期間 /

国土強靱化アクションプラン及び県計画の更新を踏まえた効率的な改定を行うため、本計画の計画期間は、国及び県の目標年度（平成32年度）の1年後である、平成29年度から33年度までの5年間とします。また、国や県の施策の動向や、社会情勢、財政状況を勘案し、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

## 5. 対象区域及び対象建築物 /

本計画の対象区域は、本町全域とします。また兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）や平成28年熊本地震では、昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された（以降、「旧耐震基準」という。）建築物への被害がとりわけ大きかったことから、表1-2に掲げる建築物のうち旧耐震基準の建築物を対象として、耐震化の促進へ取り組みます。

本計画では、このうち「(1)住宅」のほか、「(2)特定既存耐震不適格建築物<sup>\*</sup>」に関して、耐震化の目標を設定し、耐震化の促進を図ります。また「(3)要緊急安全確認大規模建築物」及び「(4)その他の町有建築物」についても計画的な耐震化を図ります。

なお、法第14条第3号に定める特定既存耐震不適格建築物（緊急輸送路や避難路等の通行を妨げるおそれのある建築物）及び法第7条に定める要安全確認計画記載建築物（県計画にて定める防災拠点等）については、本町には昭和56年以前に建てられた該当建築物がありませんので、計画の対象とはしていません（図1-3及び表1-5）。

表1-2 本計画の対象とする建築物

種 類	内 容
(1) 住 宅	戸建住宅、共同住宅 (長屋住宅、賃貸住宅、分譲住宅、店舗等併用住宅等も含む)
(2) 特定既存耐震不適格建築物	① 法第14条第1号に定める建築物 (多数の者が利用する建築物 / 表1-3)
	② 法第14条第2号に定める建築物 (危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物 / 表1-4)
(3) 要緊急安全確認大規模建築物	法附則第3条第1号に定める建築物 (特定既存耐震不適格建築物のうち、特に大規模な建築物等)
(4) 町有建築物	町有建築物のうち、医療機関や指定避難所など、災害対策上において重要な建築物 ※(2)及び(3)に該当する建築物を含む

※特定既存耐震不適格建築物： 建築基準法等に適合しない建築物のうち、特定の用途でかつ一定規模以上のもの



表 1-3 多数の者が利用する建築物の詳細

用途分類	耐震改修促進法第14条第1号 (施行令第6条)による分類	規模(階数、床面積の両方が下記の規模以上のものが対象)	
		階数	床面積
学校	幼稚園	2階	500㎡
	小学校等(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)	2階	1,000㎡
	学校(小学校等以外の学校)	3階	1,000㎡
病院、診療所	病院、診療所	3階	1,000㎡
劇場、集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂	3階	1,000㎡
店舗等	展示場	3階	1,000㎡
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3階	1,000㎡
	遊技場	3階	1,000㎡
	公衆浴場	3階	1,000㎡
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	3階	1,000㎡
	卸売市場	3階	1,000㎡
ホテル、旅館等	ホテル、旅館	3階	1,000㎡
賃貸共同住宅等	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	3階	1,000㎡
社会福祉施設等	保育所	2階	500㎡
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	3階	1,000㎡
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物(不特定かつ多数の者が利用するものに限る)	3階	1,000㎡
その他	体育館(一般の公共の用に供されるもの)	1階	1,000㎡
	ボート場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階	1,000㎡
	博物館、美術館、図書館	3階	1,000㎡
	理髪店、質店、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗	3階	1,000㎡
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	3階	1,000㎡
	自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(一般の公共の用に供されるもの)	3階	1,000㎡
	事務所	3階	1,000㎡
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	3階	1,000㎡
	自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	3階	1,000㎡

(出典：改定埼玉県建築物耐震改修促進計画，埼玉県，平成28年)

表 1-4 危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物の詳細

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10t
ロ 爆薬	5t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2t
ワ 煙火	2t
カ その他の火薬を使用した火工品	10t
その他の爆薬を使用した火工品	5t
② 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30t 可燃性液体類 20 m <sup>3</sup>
④ マッチ	300 マッチトン*
⑤ 可燃性のガス(⑥及び⑦を除く。)	2 万 m <sup>3</sup>
⑥ 圧縮ガス	20 万 m <sup>3</sup>
⑦ 液化ガス	2,000t
⑧ 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物 20t 劇物 200t

※ マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ (56×36×17mm) で 7,200 個、約 120kg。

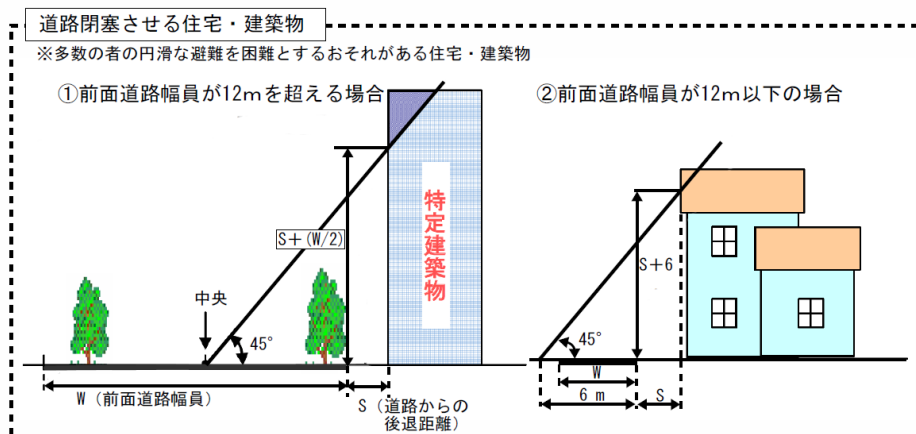


図 1-3 避難路等の沿道建築物の高さ要件（耐震改修促進法第 14 条第 3 号関連）

表 1-6 県指定の緊急輸送道路（本町関連）（平成 28 年 3 月現在）

区分	基準	該当道路（区間）
第一次特定 緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>関越自動車道（所沢市域（都境）） ～上里町五明（群馬県境）</li> <li>国道 140 号（熊谷市石原（国道 17 号交差点）） ～寄居町末野（バイパス分岐点）</li> <li>国道 140 号バイパス（寄居町末野（バイパス分岐点）） ～寄居町風布（皆野寄居有料道路起点）</li> <li>国道 254 号（川越市木野目（木野目交差点）） ～神川町肥土（群馬県境）</li> <li>皆野寄居有料道路（寄居町風布（皆野寄居有料道路起点）） ～皆野町皆野（皆野寄居有料道路終点）</li> </ul>
第一次 緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線。	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道 140 号バイパス 寄居町末野（バイパス分岐点） ～皆野町皆野（大塚交差点）</li> <li>国道 254 号（小川町小川（本町二交差点）） ～寄居町富田（254 号バイパスとの交差点）</li> </ul>
第二次 緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線。	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要地方道深谷寄居線（深谷市榎合（自治会館前交差点）） ～寄居町桜沢（公会堂前交差点）</li> </ul>

（出典：寄居町地域防災計画，寄居町，平成 28 年 2 月）

## 第2章 想定される地震の規模・被害の状況

### 1. 過去の地震被害

#### (1) 埼玉県周辺で発生した地震

埼玉県周辺で発生した本町を含む埼玉県とその周辺に被害を与えた地震は、以下のとおりです（表 2-1）。

表 2-1 埼玉県に被害を与えた地震

発 生 年 月 日	マグニ チュード	地 震 名 (震 源)	被 害 状 況
1649.7.30 (慶安 2 年)	7.0	(武蔵・下総)	川越を中心に被害。圧死者多数、町屋 700 軒大破。
1855.11.11 (安政 2 年)	6.9	安政江戸地震	荒川、利根川流域を中心に被害。死者 3、負傷者 1,724、家屋全壊 27。幸手付近で家屋 3,243 棟が全壊同様となる被害があり、そのほとんどは液状化によると思われる。
1923.9.1 (大正 12 年)	7.9	関東地震 (関東南部)	(関東大震災)フィリピン海プレートと陸のプレートの境界で発生した地震。県内では、死者 316 名、負傷者 497 名、行方不明者 95 名、家屋全壊 9,268 軒、半壊 7,577 軒
1924.1.15 (大正 13 年)	7.3	丹沢地震 (丹沢山塊)	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の中には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931.9.21 (昭和 6 年)	6.9	西埼玉地震 (埼玉県中部)	内陸直下の地震。県内では死者 11 名、負傷者 114 名、住家全壊 63 戸の被害が発生。本町でも家屋の一部が損壊し負傷者が発生した。(表 2-2)
2005.2.16 (平成 17 年)	5.4	(茨城県南部)	茨城県で最大震度 5 弱を観測。フィリピン海プレートと陸のプレートの境界で発生した地震。県内で負傷では 6 名の被害が発生。
2005.7.23 (平成 17 年)	6.0	(千葉県北西部)	東京都で最大震度 5 強を観測、太平洋プレートの沈み込みに伴う地震。県内では負傷者 9 名の被害が発生。
2005.8.16 (平成 17 年)	7.2	(宮城県沖)	宮城県で最大震度 6 弱を観測。太平洋プレートと陸のプレートの境界で発生した地震。県内では負傷者 4、住家全壊 1 戸の被害が発生。
2011.3.11 (平成 23 年)	9.0	東北地方 太平洋沖地震	(東日本大震災)宮城県で最大震度 7 を観測。東日本の広い範囲に甚大な被害。県内では負傷者 45 名、建物全壊 24 戸、建物半壊 199 戸の被害が発生(平成 28 年 3 月警視庁)

(出典：埼玉県の地震活動の特徴，地震調査研究推進本部，平成 28 年を加筆・編集)

[http://www.jishin.go.jp/regional\\_seismicity/rs\\_kanto/p11\\_saitama/](http://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kanto/p11_saitama/)

## (2) 本町における過去の地震被害

記録に残っている地震の中で、本町に最も大きな被害をもたらした地震は、昭和6年9月に発生した西埼玉地震です。関東地方の広い範囲で震度5程度が観測されたと推定されています。

この地震による被害は、利根川沿いや荒川の中流域（扇状地の末端）などの低地が分布する旧熊谷町や吹上村で大きく、山地や台地、扇状地が広く分布する本町周辺では小さい被害にとどまりました（図 2-1）。次頁には、西埼玉地震による本町の被害状況を示します（表 2-2）。

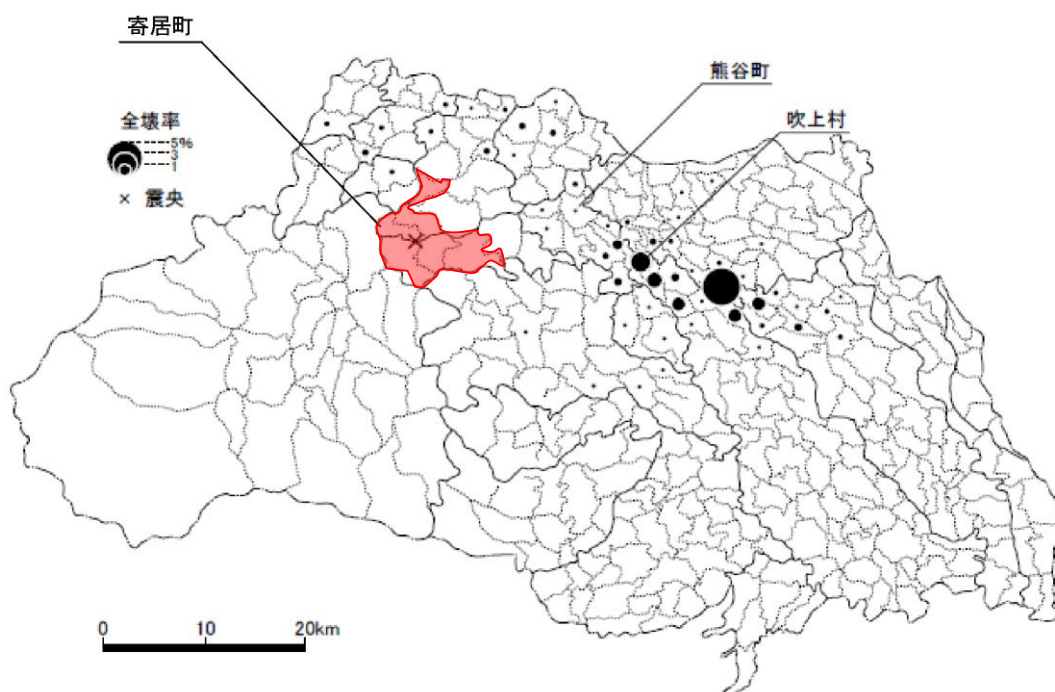


図 2-1 西埼玉地震による被害（埼玉県内町村別全壊率）

（出典：1931年西埼玉地震による災害－荒川扇状地周辺の被害状況とその要因－，石田 武ほか2名，2004を加筆・編集）

表 2-2 西埼玉地震の概要

項 目		内 容
発生日時		昭和6年(1931年)9月21日11時20分頃
震源位置		北緯36.15度、東経139.23度
マグニチュード		6.9
地震のタイプ		内陸直下型地震
地震の状況		本震は、最大震幅が東西方向75mm以上、南北方向38.8mm以上、上下動75mmに達し、体感震動時間は7分に及び、余震は、同年10月半ばまで続き、有感地震だけで138回を記録した。寄居町では町内のいたるところで地鳴りが確認されている。
地区別 被害状況	用 土	用土小学校、農協、人家の屋根瓦の落下。用土小学校校庭の地割れ。家屋、土蔵の壁の崩壊、亀裂の発生。
	桜 沢	土蔵の壁の崩壊と下敷きによる負傷者発生。屋根瓦の落下。井戸水の混濁又は涸渇。石垣の崩壊。
	寄 居	人家の壁や煙突の亀裂。
	未 野	少林寺五百羅漢像の転倒。土蔵壁の崩壊。荒川河川水の混濁。
	風 布	ほとんど被害は見られなかった。
	折 原	地表の亀裂(東西方向)。井戸水の涸渇。人家の壁の亀裂発生や崩壊。
	鉢 形	土蔵壁の亀裂発生や崩壊。石垣、墓石の倒壊。荒川河川水の混濁。崖の崩壊(荒川縁)。
	男 衾	男衾小学校や人家の屋根瓦の落下。土蔵壁の亀裂発生や崩壊。墓石の倒壊。地表の亀裂(南北方向、幅約20cm、長さ約10m)の発生。道路の亀裂発生と湧水(噴出)。三島神社の灯籠の落下。人家壁、土蔵壁の崩壊や亀裂の発生。かまど、煙突の崩壊。

(出典：寄居町防災アセスメント調査 報告書，寄居町，平成14年)

## 2. 本町に影響を及ぼす地震 /

### (1) 想定地震

過去の地震被害をみると、本町を含む埼玉県に被害を及ぼす地震は、主に相模湾から房総半島南東沖で日本列島に沈み込むプレート境界（フィリピン海プレート・太平洋プレートの海のプレートと、ユーラシアプレート・太平洋プレートの陸のプレートの境界）付近で発生する海溝型地震と、内陸直下の活断層で発生する活断層型地震が考えられます。

埼玉県は、これらの地震のうち県内に大きな影響を及ぼす可能性のある地震として、図 2-2、表 2-3 に示す5つの地震を想定しています（埼玉県地震被害想定調査，平成 26 年）。



図 2-2 想定される地震断層

(出典：埼玉県地震被害想定調査報告書，埼玉県，平成 26 年に追記)

表 2-3 本町周辺で発生が想定される地震の概要

区分	地震名	規模	備考 (H19 年調査からの変更点等)
海溝型地震	東京湾北部地震	M7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映
	茨城県南部地震	M7.3	
	元禄型関東地震	M8.2	首都圏に大きな被害をもたらしたとされる元禄地震(関東大震災)を想定
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	M8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定
	立川断層帯地震	M7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証

(出典：埼玉県地震被害想定調査報告書，埼玉県，平成 26 年)

(2) 地震動の予測

図 2-2、表 2-3 に示した地震のうち、本町に最も大きな被害を与える地震は、本町の直下にのびる関東平野北西縁断層帯によるものと予想されています。

特に断層帯北部を震源とする地震（以降、「関東平野北西縁断層帯地震」という。）は、地震規模を示すマグニチュードが 8.1 と非常に大きく、この地震が発生した場合は、町域の大半が岩盤の上であり古くから地震に強いと言われる本町でも最大震度 7 が予想されています（図 2-3）。

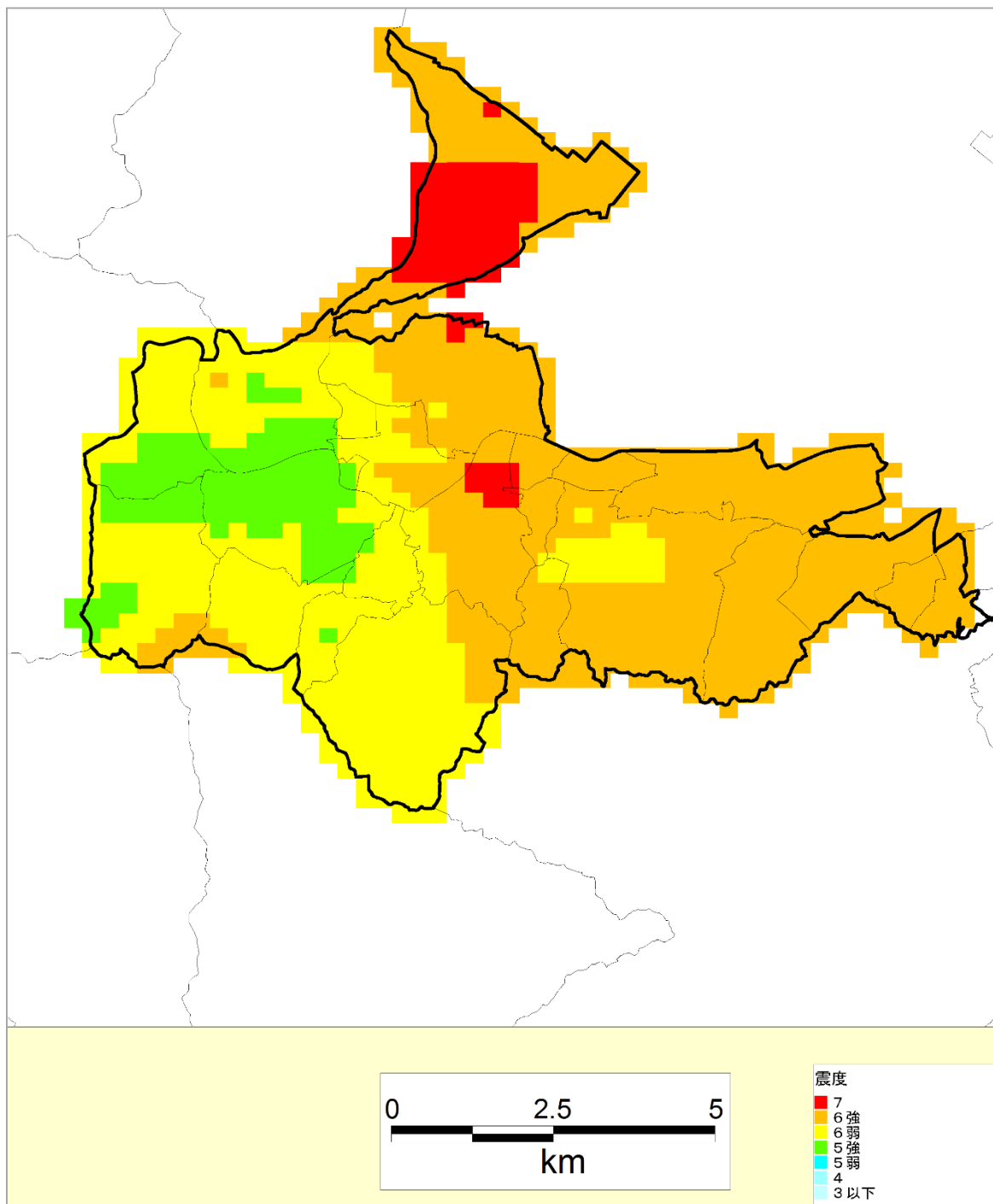


図 2-3 関東平野北西縁断層帯地震による地震の震度分布図

(出典：埼玉県地震被害想定調査報告書，埼玉県，平成 26 年)



## (3) 被害の状況

関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合、本町では以下のような被害が予測されています。なお、地震による被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象条件の違いによって変わってくるため、県による被害想定では、複数の条件を設定しています。  
(表 2-4)

表 2-4 被害想定条件

項 目	条 件	内 容
季節・時刻	冬の早朝 (5時)	多くの人が住宅にいる。 住宅による死傷者が最も多くなるケース
	夏の昼 (12時)	多くの人が通勤先・通学先に移動中。 日中の平均的なケース
	冬の夕方 (18時)	火の使用が一年中で最も多い。 火災の被害が最も多くなるケース
風 速	3m/s	平均的な風速のケース
	8m/s	強風のケース

(出典：埼玉県地震被害想定調査報告書，埼玉県，平成 26 年)

次頁以降には、これらの条件ごとに本町における地震による被害想定結果を、建築物被害及び人的被害の項目で整理します。

① 建築物被害

関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合、本町での揺れによる建築物被害は、全壊数が2,393棟、半壊数が1,501棟と予測されています。なお、液化化による被害は本町においては予測されていません。これに、急傾斜地崩壊による被害と火災による被害を加えると、空気が乾燥し、火気の使用の多い冬の18時・風速8m/sの条件で全壊数が2662棟と想定されています。(表2-5)

表 2-5 関東平野北西縁断層帯地震による建築物被害予測結果

要 因		被 害 予 測 結 果			
		全壊数		半壊数	
	条件	(棟)	(%)	(棟)	(%)
揺れによる被害	木造建物	2,257	11.5	1,211	6.2
	非木造建物	137	0.7	290	1.5
	小 計	2,393	12.2	1,501	7.6
急傾斜地崩壊による被害		8	2	18	5
要 因	条件	焼失数			
火災による被害	冬 5 時	3m/s	59	0.3	
		8m/s	59	0.3	
	夏 12 時	3m/s	93	0.4	
		8m/s	94	0.4	
	冬 18 時	3m/s	259	1.1	
		8m/s	261	1.1	
合 計	条件		全壊数		半壊数
	冬 5 時	3m/s	2,460		1,519
		8m/s	2,460		
	夏 12 時	3m/s	2,494		
		8m/s	2,495		
	冬 18 時	3m/s	2,660		
		8m/s	2,662		

(出典：埼玉県地震被害想定調査報告書，埼玉県，平成 26 年)

※小数点以下、四捨五入の関係により合計値が合わないことがあります。

なお、この地震で発生するブロック塀・屋外落下物等の危険箇所として3,585箇所が予測されています(表2-6)。

表 2-6 関東平野北西縁断層帯地震による危険箇所発生予測結果

危険箇所	箇所数
ブロック塀倒壊	1,857
自動販売機倒壊	16
落下物発生建物	1,712
合 計	3,585

(出典：埼玉県地震被害想定調査報告書，埼玉県，平成 26 年)

## ② 人的被害

関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合、本町では大多数の人が在宅の冬の早朝5時に、死者159人、重傷者197人を含む負傷者621人と、全ての想定条件の中で最も大きい被害が予測されています（表2-7）。

また、死者数を原因別にみると、死者159人中157人が建物倒壊による被害と予測されています。全ての条件で建物倒壊等による人的被害の割合が非常に高くなっています。

表 2-7 関東平野北西縁断層帯地震による人的被害予測結果

要 因		被 害 予 測 結 果			
		死者	負 傷 者		
条件			うち重傷者		
建物倒壊等による被害	冬 5 時	157	195	618	
	夏 12 時	60	115	567	
	冬 18 時	98	125	484	
急傾斜地崩壊 による被害	冬 5 時	1	1	1	
	夏 12 時	0	0	0	
	冬 18 時	1	0	1	
火災による被害	冬 5 時	3m/s	1	1	2
		8m/s			
	夏 12 時	3m/s	1	1	3
		8m/s			
	冬 18 時	3m/s	4	2	8
		8m/s			
ブロック塀等の 転倒による被害	冬 5 時	0	0	0	
	夏 12 時	0	0	1	
	冬 18 時	0	0	4	
合 計	冬 5 時	159	197	621	
	夏 12 時	61	116	572	
	冬 18 時	103	128	498	

(出典：埼玉県地震被害想定調査報告書，埼玉県，平成26年)

## 第3章 建築物の耐震化の現状と目標

### 1. 耐震化の現状 /

#### (1) 住宅

平成25年の住宅・土地統計調査より、平成25年時点の住宅総数は12,600戸です。このうち26%にあたる約3,270戸が昭和56年5月以前に建築された住宅と推計されます。

昭和56年5月以前に建築された住宅の一部が耐震性を有する<sup>※</sup>ことを考慮した上で、本町における平成16年以降の耐震改修実績を考慮すると、昭和56年5月以前に建築された約3,270戸のうち560戸は耐震性を満たしている住宅となります。

これと、昭和56年6月以降に建築された住宅約9,330戸を合わせた約9,890戸が耐震性を満たしていると考えられることから、平成25年時点の住宅の耐震化率<sup>※</sup>は約79%と見込まれます(表3-1)。

表3-1 住宅の耐震化率

	住宅 総数	木造	非木造	耐震性あり				耐震性なし			
				耐震化 率	小 計	木造	非木造	小 計	木造	非木造	
総 数	12,600	10,980	1,620	78.5%	9,888	8,306	1,582	2,712	2,674	38	
	昭和56年5月以前	3,272	3,089	183	17.1%	560	415	145	2,712	2,674	38
	昭和56年6月以降	9,328	7,891	1,437	100.0%	9,328	7,891	1,437	0	0	0

(平成25年10月1日時点)

また、平成5年から平成25年までの住宅・土地統計調査の住宅数の推移の傾向から、平成28年度には住宅総数が約12,700戸、うち耐震性のある住宅は約10,300戸になるとみられ、平成28年現在の耐震化率は約81%に達しているものと推計されます(表3-2)。

表3-2 平成28年度現在の耐震化率

		平成25年	平成28年(推計)
総 数		12,600	12,744
	耐震性あり	9,888	10,311
	耐震性なし	2,712	2,433
耐震化率		78.5%	80.9%

(平成28年10月1日現在の推計)

※耐震化率： 建築物の総数のうち、「耐震性あり」と判定された建築物の割合

※耐震性を有する： 現行の建築基準法等に適合した耐震性能を有する建築物。本計画では、平成56年6月以降に建築された全ての建築物と、平成56年5月以前に建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有す」と判定された建築物及び耐震改修工事を実施した建築物をいう。

○住宅の耐震化率の推計方法

国の推計手法に基づき次のように推計した。

$$\text{住宅の耐震化率} = \frac{\text{耐震性能を有する住宅戸数}^{\ast 1}}{\text{住宅総数}}$$

※1 耐震性能を有する住宅戸数

= 昭和56年6月以降に建築された住宅戸数 + 昭和56年5月以前に建築された耐震性能を有する住宅戸数<sup>※2</sup>

※2 昭和56年5月以前に建築された耐震性能を有する住宅戸数

= 耐震診断により耐震性能を有すると認められた住宅戸数<sup>※3</sup> + 耐震改修工事を行った住宅戸数<sup>※4</sup>

※3 耐震診断により耐震性能を有すると認められた住宅戸数

耐震診断の結果耐震性能を満たす住宅については、国土交通省のアンケート結果を踏まえ、次のように推計した。

戸建て住宅・・・耐震性あり：12% 耐震性なし：88%

共同住宅等・・・耐震性あり：76% 耐震性なし：24%

※4 耐震改修工事を行った住宅戸数

耐震改修を行った住宅戸数については、平成25年住宅・土地統計調査結果を用い推計した。

なお、住宅の耐震化率を地域別（大字別）で見ると、市街地を含む寄居地区や末野・風布・秋山地区をはじめとする町の西側において、昭和56年5月以前の建築物の割合が高くなっています（図3-1）。

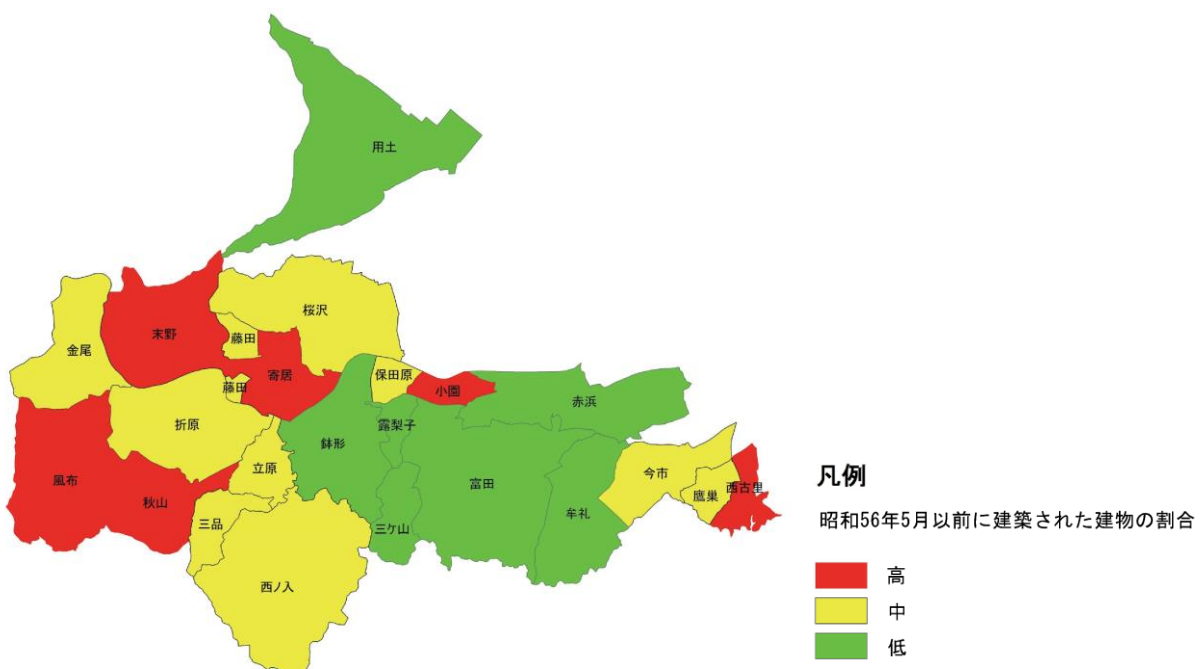


図3-1 地域別（大字別）の耐震化率

(2) 特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物は、法第14条で定められている建築物です。この建築物は、多数の者が利用する建築物及び危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物が対象となります。なお、多数の者が利用する建築物は、民間の建築物及び町有（公共）の建築物でそれぞれ算出を行っています。

① 多数の者が利用する民間建築物

法第14条第1号に規定する多数の者が利用する建築物のうち、民間建築物は37棟あります（平成28年現在）。このうち36棟が耐震基準を満たしていることから、平成28年現在の耐震化率は97.3%です（表3-3）。

表3-3 多数の者が利用する特定建築物（民間建築物）の耐震化率

区分	全棟数 (棟)	耐震性能 を有する	耐震性能 なし	不明	耐震化率
学校	-	-	-	-	-
病院、診療所	2	2	-	-	100.0%
劇場、集会場等	-	-	-	-	-
店舗等	3	3	-	-	100.0%
ホテル、旅館等	1	1	-	-	100.0%
賃貸共同住宅等	5	5	-	-	100.0%
社会福祉施設等	6	5	-	1	83.3%
消防庁舎	-	-	-	-	-
その他一般庁舎	-	-	-	-	-
その他	20	20	-	-	100.0%
総計	37	36	-	1	97.3%

(平成28年10月11日現在)

## ② 多数の者が利用する町有建築物

法第14条第1号に規定する多数の者が利用する建築物のうち、町有建築物は27棟あります。寄居町では、学校をはじめ特定建築物の耐震化を積極的にすすめ、平成22年の旧計画策定時点で全ての建築物が耐震性を満たしています。現時点での耐震化率は100%です（表3-4）。

表3-4 多数の者が利用する特定建築物（町有建築物）の耐震化率

区分	全棟数 (棟)	耐震性能 を有する	耐震性能 なし	不明	耐震化率
学校	14	14	-	-	100.0%
病院、診療所	-	-	-	-	-
劇場、集会場等	-	-	-	-	-
店舗等	-	-	-	-	-
ホテル、旅館等	-	-	-	-	-
賃貸共同住宅等	5	5	-	-	100.0%
社会福祉施設等	3	3	-	-	100.0%
消防庁舎	-	-	-	-	-
その他一般庁舎	2	2	-	-	100.0%
その他	3	3	-	-	100.0%
総計	27	27	-	-	100.0%

(平成28年6月10日現在)

③ 危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物

法第14条第2号に規定する危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物は、町内に14棟あります。これらの建築物について、計画的に耐震化を進めます。

(3) 要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物は、法附則第3条で定められている建築物です。この建物は、多数の者が利用する建築物や、危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物のうち特に大規模な施設が対象となります。

本町における要緊急安全確認大規模建築物の棟数は1棟あり、耐震基準を満たしていることから、耐震化率は100.0%と推計されます(表3-5)。

表 3-5 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率

区分	要件	民間 / 町有	全棟数		耐震化率
				うち耐震性能を有する	
学校	2階以上かつ 3,000m <sup>2</sup> 以上	民間	-	-	-
		町有	1	1	100.0%
小計		民間	-	-	-
		町有	1	1	100.0%
合計			1	1	100.0%



## (4) 町有建築物

町有建築物のうち、災害対策上において重要な建築物は 75 棟あります。このうち 48 棟が耐震基準を満たしており、全体の耐震化率は 64%です（表 3-6）。

表 3-6 町有建築物の耐震化率

区分	全棟数 (棟)	耐震性能 を有する	耐震性能 なし	不明	耐震化率
指定避難所等 (学校・コミュニティセンター等)	39	32	3	4	82.1%
病院、診療所	-	-	-	-	-
社会福祉施設等 (保育所・介護老人保健施設等)	11	8	3	-	72.7%
賃貸共同住宅等	21	5	9	7	23.8%
庁舎	1	1	-	-	100.0%
消防施設	1	-	-	1	0.0%
その他の公共施設 (弓道場・図書館)	2	2	-	-	100.0%
総 計	75	48	15	12	64.0%

(平成 28 年 6 月 10 日現在)

## 2. 耐震化の目標 /

旧計画の平成 27 年度末における目標値と、本計画で算出した平成 28 年における耐震化率をみると、多数の者が利用する民間建築物では目標を達成できましたが、住宅の耐震化を見ると目標値にはやや届かず、耐震化が遅れている現状となります（表 3-7）。

表 3-7 耐震化目標の比較

区分	旧計画策定時の 平成 27 年時点の目標値	平成 28 年実績
住宅	90%	81%
多数の者が利用する民間建築物	90%	97%
多数の者が利用する町有建築物	—	100%

(1) 住宅の目標

前章で説明したとおり、関東平野北西縁断層帯による地震が発生した場合、本町では最大震度7が予想されます。住宅の倒壊による犠牲者の発生をできる限り減少させるため、国及び県の目標値を参考に、町の耐震化の現状を踏まえた上で、住宅の耐震化率について次のように目標を定めます。

・平成33年度の耐震化率の目標は 90% とする。

なお、本町においては、住宅の滅失戸数が新築戸数を上回る傾向から、平成33年には、住宅総数が12,525戸程度まで減少する見込みです。こうした状況下で90%の目標耐震化率を達成するためには、施策の推進により約690戸（1年あたり138戸）の耐震化が必要となります（図3-2）。

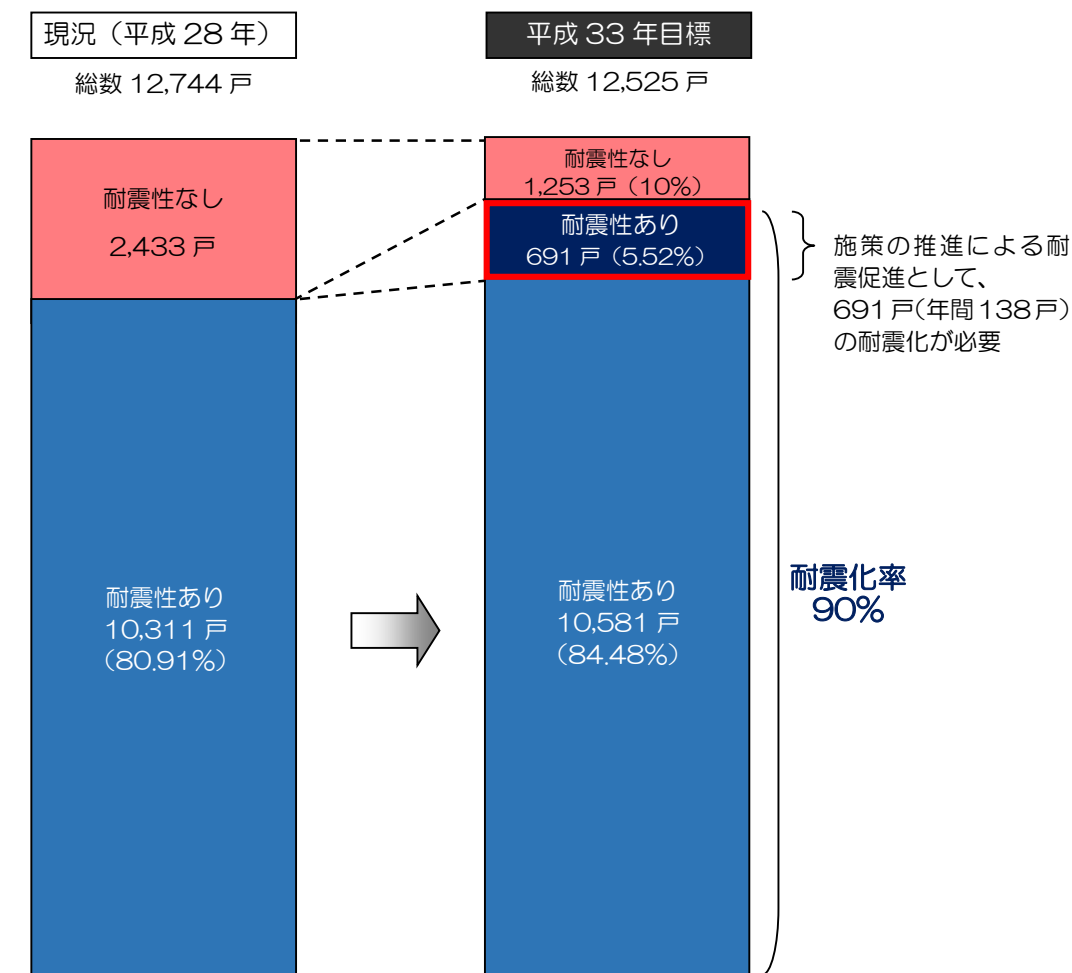


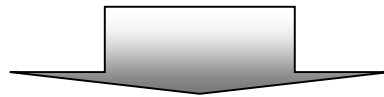
図3-2 住宅の耐震化目標の達成に必要な耐震改修

(2) 特定既存耐震不適格建築物

① 多数の者が利用する民間建築物

多数の者が利用する建築物のうち、**民間建築物**の耐震化率の現状

・現在の耐震化率は 97.3% (平成28年) である。



多数の者が利用する建築物のうち、**民間建築物**の耐震化率の目標

・平成33年度末の耐震化率の目標は 100% とする。

本町は平成33年度末における、多数の者が利用する特定建築物のうち、民間建築物の耐震化の目標を100%とします。

民間建築物全体で目標耐震化率100%を達成するためには、民間建築物全体で1棟の建築物が耐震基準を満たすことが必要となります。なお、民間建築物は全体数が少なく、全体棟数の増加や耐震性が不十分な建築物の自然更新を統計的に推測することができないため、現時点での棟数で検討しています。

② 多数の者が利用する町有建築物

本町における多数の者が利用する建築物のうち、町有建築物の耐震化率は100%です。

町では、これまで積極的に耐震改修を進めた結果、多数の者が利用する建築物のうち、町有建築物については全て耐震性を満たしていますが、想定外の災害にも対応できるように、建築物の安全性の確保に努めます。

③ 危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物

本町における危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物は特定行政庁である地方公共団体と連携し、当該建築物の貯蔵物や立地条件を踏まえた耐震化促進の優先順位を設定し、効果的な施策展開を図ることで耐震化の促進を図っていくこととします。

#### (3) 要緊急安全確認大規模建築物

本町における要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率は、平成28年現在で100%です。

町では、これまで積極的に耐震改修を勧めた結果、要緊急安全確認大規模建築物において、民間及び町有の全ての建築物で耐震性を満たしていますが、想定外の災害にも対応できるように、建築物の安全性の確保に努めます。

#### (4) 町有建築物

町有建築物のうち、災害対策上において重要な建築物については、それぞれの施設の重要性、保全状況、耐震性能を勘察し、緊急性の高い施設から順次計画的に耐震診断と耐震改修を推進します。

## 第4章 建築物の耐震化への取り組み方針

### 1. 取り組み方針 /

本計画では、「自らの安全は自ら守る」という認識にたち、建築物の倒壊等による被害を減らすための耐震化を計画的に推進し、「安全なまち」をつくるために、次の取り組み方針で、耐震化を促進します。

- (1) 優先度を定め、重点化による効率的かつ効果的な耐震化の取り組みを推進します。
- (2) 町と建築物の所有者等がそれぞれの役割分担に基づき耐震化を促進します。
- (3) 町と県及び関係機関の連携により耐震化の取り組みを推進します。

### 2. 役割分担 /

#### (1) 所有者の役割

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化は、その建築物の所有者等が行うことを基本とし、所有者等は、自らの問題として地震に対する安全性の確保や向上を図り、主体的に耐震診断・耐震改修等に取り組むものとします。

#### (2) 町の役割

##### ① 耐震化促進のための意識啓発、環境整備及び支援制度の充実

町は、所有者等が主体的に耐震化に取り組むことができるように、県及び関係団体と十分に連携し、所有者等に対して耐震診断・耐震改修に関する意識啓発や知識の普及を図ります。また、相談体制の充実や耐震改修工事の誘導を行うことにより、所有者等が主体的に耐震化の取り組みができるよう環境整備に努めます。さらに、支援制度の充実をはかります。

##### ② 県、周辺市町村及び関係団体等と連携した体制の構築

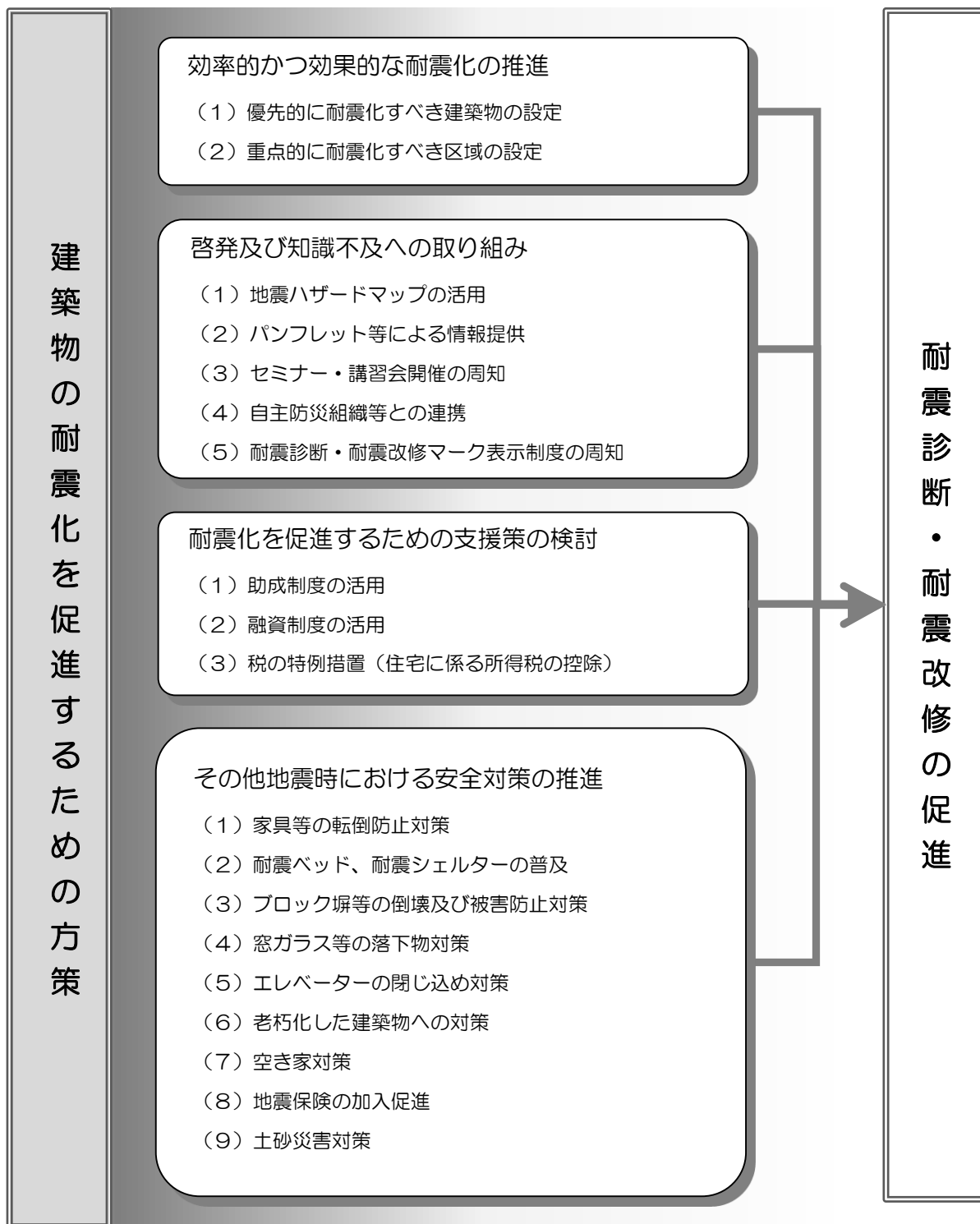
町は、県、県内63市町村及び11建築関係団体から構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会<sup>\*</sup>」による情報交換等を活用し、住宅及び建築物の耐震化の更なる促進に向けた体制を構築します。

※彩の国既存建築物地震対策協議会：

埼玉県内に所在する現行の耐震設計基準に適合しない建築物の耐震性の向上等の地震前の対策、及び被災建築物応急危険度判定等の地震後の対策に関し、会員相互で各種情報の交換、調査研究及び耐震相談窓口等の事業を行い、本県の建築物に係る地震対策の適正かつ円滑な推進を図ることを目的とした協議会。

## 第5章 建築物の耐震化を促進するための方策

町では、建築物の耐震化を促進するため次の方策により、体系的に取り組みを進めます。



## 1. 効率的かつ効果的な耐震化の推進 /

町では、優先的に耐震化すべき建築物や、町内において重点的に耐震化すべき区域を設定することで、住宅及び特定既存耐震不適格建築物の耐震化を効率的・効果的に推進します。

### (1) 優先的に耐震化すべき建築物の設定

優先的に耐震化すべき建築物は次のとおりとします。

- ① 既存の木造住宅
- ② 災害時に重要な機能を果たす施設
- ③ 多数の人に利用される施設

### (2) 重点的に耐震化すべき区域の設定

優先的に耐震化すべき区域は次のとおりとします。

- ① 耐震化率が低く建築物が密集している区域
- ② 緊急輸送道路・避難所等の沿道の区域

## 2. 啓発及び知識普及への取り組み /

地震災害においては、耐震化による人的被害を減らす効果は極めて大きいとされています。耐震化で被災者が減ることにより、被災地で初期支援に参加できる人は増加し、火災延焼の危険性の低減や倒壊住宅による道路閉塞の防止など、円滑な救援・消火活動も可能となります。

町では、所有者等への耐震化の重要性について引き続き意識啓発及び知識の普及を図ることにより、耐震化を促進します。

- (1) 地震ハザードマップの活用
- (2) パンフレット等による情報提供
- (3) セミナー・講習会開催の周知
- (4) 自主防災組織等との連携
- (5) 耐震マーク表示制度の周知

### (1) 地震ハザードマップの活用

町では、地震による建物の被害想定や地震災害に関する情報の伝達方法や避難所等を地図上に表した「地震ハザードマップ」を各家庭に配布するとともに町公式ホームページ上で公開しています。このハザードマップの周知を図り、地震時の効果的な活用に努めます。

### (2) パンフレット等による情報提供

町は、建築関係団体等と連携し、耐震化普及のためのパンフレット、ポスター、リーフレットなどの普及ツールを相談窓口や住宅関連イベントなどを通じて配布し、耐震化の重要性について意識啓発、知識普及に努めます。

また町の広報誌や、町公式ホームページなどを活用して住民や建築物所有者の耐震化に対する知識普及を行います。

### (3) セミナー・講習会開催の周知

町は、建築関係団体等が開催するセミナーや講習会を周知することにより耐震化の必要性についての認識を促し、耐震診断、耐震改修等、民間住宅の耐震化促進に努めます。

### (4) 自主防災組織との連携

町では、自主防災組織が行う防災訓練等の機会を活用し、耐震化を促進するためのパンフレット配布等を通じて啓発活動を行います。

### (5) 耐震診断・耐震改修マーク表示制度の周知

法の改正に伴い、地震に対する安全性を確保している建築物に対する認定制度が創設されました。基準に適合していると認められた建築物の所有者は、その建築物及び広告等に「耐震認定マーク」を表示できます。

「耐震認定マーク」の表示によって、建築物の利用者等に対して建築物の安全性がアピールでき、建築物所有者の耐震安全意識向上が期待されることから、町では、この制度の周知を図ります。



耐震マーク



### 3. 耐震化を促進するための支援策の検討 /

- (1) 助成制度の活用
- (2) 融資制度の活用
- (3) 税の特例措置（住宅に係る所得税の控除）

#### (1) 助成制度の活用

##### ① 住宅・建築物安全ストック形成事業（国）

国は、住宅や建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための補助事業である「住宅・建築物安全ストック形成事業」を創設しています。町が耐震診断及び耐震改修の支援を行う際には、基本的にはこの事業を活用します。

##### ② 木造住宅の耐震診断費補助（町）

「寄居町木造住宅耐震診断助成金」により、昭和56年5月31日以前に建築された一定要件を満たす木造住宅に対しては、耐震診断にかかる費用を補助します。

##### ③ リフォームにあわせた耐震改修工事の工事費補助（町）

「寄居町住宅改修資金補助金」により、耐震改修を目的とした住宅改修の費用の一部を補助します。

##### ④ 埼玉県建築物耐震改修等事業（県）

民間の多数の者が利用する特定建築物については、「埼玉県建築物耐震改修等事業制度」により耐震診断及び耐震改修にかかる費用の一部が補助されます。町では当制度の周知を行い、耐震診断及び耐震改修の促進に努めます。

#### (2) 融資制度の活用

住宅及び建築物の耐震化には次のような融資制度があり、町ではこれらの制度の活用促進を図ります。

##### ① 「リフォーム融資」及び「マンション共用部分リフォーム融資」（独立行政法人住宅金融支援機構）

「リフォーム融資」は、バリアフリー工事又は耐震改修工事を行う場合に、「マンション共用部分リフォーム融資」は、マンション管理組合がマンションの共用部分のリフォーム工事を行う場合に、それぞれ利用が可能な融資制度です。

② 埼玉の家耐震リフォームローン（県）

県では、民間金融機関との連携により、埼玉県内で自己居住専用户建住宅もしくは賃貸共同住宅のリフォーム工事を実施する方向けの融資制度を展開しています。

(3) 税の特例措置（住宅に係る所得税の控除）

平成31年6月30日までに一定の耐震改修工事を行った場合、所得税の控除が受けられます。町では、このような耐震改修工事にかかる税の特例措置について、広報誌やホームページ等を活用して建築物所有者等への周知を図ります。

## 4. その他地震時における安全対策の推進 /

これまでに発生した地震では、住宅・建築物の倒壊のほか、非構造部材の落下や家具等の転倒などによる人的被害が多く発生しています。東日本大震災では、甚大な被害をもたらした津波による被害が大きくクローズアップされていますが、家具等の転倒などによる被害も多数発生しています。

建築物の所有者等は、このような人的被害の予防のために有効と考えられる対策について、住宅・建築物の耐震化とあわせて、地震時に有効な安全対策を検討していくものとします。

町は、建築物の耐震改修促進に関する情報提供とあわせて、地震時に有効な安全対策に関する知識の普及を図ります。

- (1) 家具等の転倒防止対策
- (2) 耐震ベッド、耐震シェルターの普及
- (3) ブロック塀等の倒壊及び被害防止対策
- (4) 窓ガラス等の落下物対策
- (5) エレベーターの閉じ込め対策
- (6) 老朽化した建築物の除却
- (7) 地震保険の加入促進
- (8) 土砂災害対策
- (9) 大雪対策

### (1) 家具等の転倒防止対策

背の高い家具や家電製品等の転倒による被害を軽減するため、建築物所有者や建築物居住者向けに家具等の固定方法等について、知識の普及を図ります。

また県では、平成 28 年より建設業関係団体と連携し、「家具固定サポーター登録制度」を始めました。家具類の固定を専門家に実施してもらいたい県民に対し、相談及び見積り（無償）、施工（有償）を安心して依頼できる環境を提供し、県民の家具固定化の取組を支援しています。



熊本地震における家具転倒被害

(撮影：中央開発（株），平成 28 年 4 月 19 日)

### (2) 耐震ベッド、耐震シェルターの普及

早期に住宅の耐震改修が困難な場合や地震時に迅速な避難が難しい高齢者等に対して、建築物が倒壊しても安全な空間を確保するために、耐震ベッド<sup>※1</sup>、耐震シェルター<sup>※2</sup>は有効といわれていることから、町では耐震ベッド、耐震シェルター等に関する情報の提供を図ります。

※1 耐震ベッド：地震に襲われて住宅が倒壊しても、最低限安全な空間を確保し、命を守ることを目標に開発された鋼鉄製の天蓋付のベッド

※2 耐震シェルター：住宅内に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合でも居住者の生命を守る機能を有する箱型の構造物

### (3) ブロック塀等の倒壊及び被害防止対策

地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、関係法規・基準に基づいた適正な維持管理がなされるよう意識啓発を行い、災害時被害の低減を図ります。

### (4) 窓ガラス等の落下物対策

大規模な地震では建築物の倒壊だけでなく、窓ガラス、外壁材、看板等の損壊・落下による被害も起こります。これらの被害に対して、地震時の建築物からの落下物を防ぎ、安全性を確保するため、建築物の適正な維持管理の啓発を行います。

### (5) エレベーターの閉じ込め対策

地震時のエレベーター内の閉じ込め防止のため、地震の初期振動を感知し、最寄り階に停止させドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置についての普及、意識啓発や建築基準法による現行指針（平成 21 年 9 月 28 日施行、昇降機耐震設計・施工指針）に適合しないエレベーターについて、地震時のリスク等を建築物所有者

等に周知するなど、耐震安全性確保の促進を図ります。

(6) 老朽化した建築物への対策

老朽化した建築物は、地震時に延焼を拡大する恐れや倒壊して避難や消火活動を妨げるなど、被害を拡大させる危険性があります。地震時に被害を拡大させないために、県との協力により除却や耐震化など所有者等による適切な管理がなされるよう取り組みます。

(7) 空き家対策

空き家の倒壊による道路の閉塞等は緊急車両等の通行や救助活動に支障をきたすなど、人的被害を拡大させることから、所有者等による適切な管理がなされるよう取り組みます。

(8) 地震保険の加入促進

大規模な地震災害発生後の復旧を速やかに図るために、地震保険の活用は大変効果的です。町は、県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容などの情報提供に努め、地震保険の加入促進を図ります。

(9) 土砂災害対策

地震に伴うがけ崩れ等が発生した場合、建築物への大きな被害が想定されることから、土砂災害対策は重要と考えられます。町は、県との適切な役割分担のもと、建築物が土砂災害に対して安全な構造となるよう改修や移転等の対策実施に向けて取り組みます。